

## 令和2年度第3回 浜松市行政不服審査会会議録（公開部分）

開催日時	令和2年12月7日（月）午前9時30分から午前11時20分まで
開催場所	浜松市役所本館8階 全員協議会室
出席者状況	
出席委員	村越啓悦会長、岸田真穂委員、村田克弘委員
欠席委員	なし
事務局	総務部参事（政策法務課経営推進担当課長） 山本治之 総務部政策法務課経営推進担当 宮野浩和、小木知子、内山裕太
議事内容	1 開会 2 浜松市行政不服審査会運営要綱の改正について 3 議事 諮問第3号の調査審議 4 閉会
会議録作成者	総務部政策法務課経営推進担当 小木知子
記録の方法	要点記録（録音記録なし）
会議記録	<p>1 開会</p> <p>（事務局） ただいまから、「令和2年度第3回浜松市行政不服審査会」を開催する。本日は、委員3人全員にご出席いただいた。</p> <p>浜松市行政不服審査条例第5条第1項により、審査会の会議は、会長が議長となるため、ここからの進行は、村越会長にお願いしたい。</p> <p>（村越会長） それでは、会議を進行する。</p> <p>本日の会議については、次第2までは、特定の個人が識別されるような個人情報に含まれていないので、会議は公開で行い、次第3からは調査審議に当たり、個人情報が含まれているので、浜松市行政不服審査条例第6条に基づき、会議は非公開で行うということによろしいか。</p> <p>（各委員） 異議なし。</p> <p>（村越会長） 異議がないので、そのように決定させていただく。</p> <p>それでは、次第に従い、進めさせていただく。</p> <p>2 浜松市行政不服審査会運営要綱の改正について</p> <p>（村越会長） それでは、次第2の浜松市行政不服審査会運営要綱の改正について、事務局からの説明を求める。</p> <p>（事務局） 市民の利便性向上を図るため、本市が策定した「書面規制、押印等見直し指針」に基づき、浜松市行政不服審</p>

	<p>査会運営要綱について、所要の改正を行うもの。</p> <p>押印を要していた 10 種類の様式について、押印欄を削り、「自署する場合は、押印不要です。」を「自署しない場合は、押印してください。」へ改める。</p> <p>また、様式に「平成」の表記が残っているものについて、削除する。</p> <p>(村越会長) 事務局から説明があった。内容に関して質問等はないか。</p> <p>(各委員) 特になし。</p> <p>(村越会長) それでは、案のとおり改正することとし、令和 2 年 12 月 8 日から施行することよろしいか。</p> <p>(各委員) 異議なし。</p> <p>(村越会長) 異議がないので、そのように決定させていただく。</p> <p>これで、次第 2 が終了した。会議の公開はここまでとさせていただく。</p>
会議資料	<p>1 浜松市行政不服審査会運営要綱改正関係資料</p> <p>2 令和 2 年度第 3 回浜松市行政不服審査会関係資料（調査審議に係る資料（個人情報を含む）のため、公開しない。）</p>
会議の公開・非公開	一部非公開
その他の事項	特になし

本議事録は、令和 3 年 1 月 20 日、会議に出席した全ての委員の承認を経て確定した。

浜松市行政不服審査会会長 村越啓悦

浜松市行政不服審査会委員 岸田真穂

浜松市行政不服審査会委員 村田克弘